

# 知っておこう! クーリング・オフ



## クーリング・オフって何?

訪問販売などの不意打ち的な販売方法など特定の取引形態で契約をした場合に、一定の期間内であれば無条件で契約を解消できる制度です。

### ●クーリング・オフができる取引と期間●

取引形態	適用対象	期間
訪問販売	店舗外(自宅や喫茶店等街頭で誘われて案内された場合や販売の目的を告げずに呼び出された場合は店舗も該当)での契約	8日間
電話勧誘販売	事業者から電話で勧誘を受けた(電話をかけさせられた場合も含む)契約	8日間
連鎖販売取引	いわゆるマルチ商法	20日間
特定継続的役務提供	エステティック、語学教室、パソコン教室、学習塾、家庭教師、結婚相手照会サービス(いずれも5万円を超えるもの)	8日間
業務提供誘引販売取引	いわゆる内職商法、モニター商法等	20日間
訪問購入	貴金属などを業者が買い取る取引	8日間

●通信販売にはクーリング・オフ制度がありません。事業者が返品の可否や返却期限などに関する特約を設けている場合はそれに従うことになります。特約がない場合は、受け取った日から数えて8日以内であれば返品できます。

●期間が過ぎてしまっても、また上記以外の取引でもその他の法令等によりクーリング・オフができる場合があります。



# クーリング・オフってどうすればいいの？

- ①記載例を参考に、はがきを書いて、両面コピーします。
- ②「特定記録郵便」または「簡易書留」で通知します。
- ③はがきのコピーと郵便局で受け取った受領書と一緒に保管しましょう。(5年間保管)



## ●クーリング・オフ通知はがきの記入例●

はがき表面

はがき裏面

切手

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

株式会社×××××  
代表者 様

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日  
商品名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
契約金額 〇〇〇〇〇〇円  
販売会社 ×××××× □□支店  
担当者 △△△△

支払った代金〇〇〇〇〇〇円を返金し、  
商品を引き取ってください。

平成〇〇年〇〇月〇〇日  
静岡県磐田市〇〇町〇番地〇  
氏名 〇〇〇〇

- 支払った代金は、全額返金してもらい、受け取った商品は販売業者へ引き取るように伝えます。
- クレジット契約をしている場合は、販売業者とクレジット会社へ同時に通知します。
- クーリング・オフの通知の書き方や手続き方法が分からないときは、磐田市消費生活センター(☎0538-37-2113)へ相談してください。

### 消費生活に関する相談窓口

## 磐田市消費生活センター

訪問販売や電話勧誘販売、商品のトラブルなど消費に関する相談を受け付けています。1人で抱え込まないで相談しましょう。知り合いで困っている人がいたら消費生活センターを紹介しましょう。

【相談日】 毎週月～金曜日(祝日及び年末年始を除く) 8:30～17:00(昼休みを除く)  
【場所】 磐田市役所本庁舎1階 市民相談センター内  
【電話】 **0538-37-2113** 【FAX】 **0538-39-2262**



秘密厳守

相談は無料

消費生活センターに相談してください

磐田市イメージキャラクター ひっぺい